

ボーナスカット者、大量発生か？

かべ新聞205号で「規程類の訂正に伴う超勤を支払え」と訴えた。ところで今回の規程の訂正では“訂正の直後に再訂正の資料”が配られた。その量は数十ページにも及ぶ……。誰もが「どういうこと？」「訂正資料を見直さずに配布していたの？」と非難ごうごうである。会社は訂正資料の照合も校正もしていなかったという事だ。

さて、私たちは今「ボーナスカット裁判」で会社と対峙している。私たちの提出した訴状には地方苦情処理会議で会社側委員から10項目の注意指導がカット理由として上げられていると記している。今後、詳細を掲示にするが10項目の中に「乗務報告書に誤った記載や記載漏れがあった」と書かれている。これが苦情処理会議でのボーナスカットを正当化する根拠となっているのだ。

話しを冒頭の規程の訂正に当てはめてみよう。今回の規程の再訂正は「(訂正資料に)誤った記載があった」という事になる。これが数十ページに及んだのであれば、そのことに関与した社員はかなりの規模でボーナスカットの対象だろう。あれだけの訂正だ！へたをするとボーナス全額カットにも値しないか？職場の管理者の方たちで深刻な表情の方は見られない。カットはなかったのだから？裁判でも聞いてみたいものだ。

